(目的)

第1条 西宮市の青少年補導活動及び非行化防止活動の推進を図るため、西宮市青少年補導・非 行化防止懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(会員)

- 第2条 懇話会の会員の定数は、12名以内とする。
- 2 会員は、青少年関係団体又は青少年関係機関等が推薦する者及び学識経験者のうちから西宮市教育委員会が依頼する。
- 3 会員に依頼できる期間は、原則2年とする。
- 4 会員が欠けた場合の補欠会員の依頼期間は、欠けた会員の依頼期間を引継ぐものとする。 (会長及び副会長)
- 第3条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、懇話会において、会員の互選により定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互 選する会議は、西宮市教育委員会が招集する。
- 2 懇話会は、会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 (意見聴取等)
- 第5条 懇話会は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、 出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 懇話会の会員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。

(謝礼)

- 第7条 会員が会議に出席した際には、その都度、報償費を支給する。
- 2 会員の報償費の額は、12,400円とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、学校教育部学校保健安全課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。